平成２８年（フ）第２２７５号
大阪府八尾市福万寺町南３丁目25―６、住民票上の住所大阪府八尾市上之島町南３丁目23番地の19
債務者　宮川　恵司
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９８号
大阪府豊中市利倉西２丁目３番24―503号
債務者　松本　智広
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３９号
大阪市浪速区下寺１丁目１番17号　パルテール夕陽ヶ丘702号
債務者　東浦　　静（旧姓手柴）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８５号
大阪市東淀川区瑞光２丁目８番11号プレジデント瑞光605号
債務者　前田　祐貴（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７５号
大阪府門真市幸福町22番28号　古川橋ハイツ302号
債務者　安永穂積こと　安永　穂積
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２４号
大阪市淀川区塚本３丁目６番24号　ハイツ吉岡　203号
債務者　伊藤　翔太
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３２号
大阪府交野市星田７丁目２番９－１号
債務者　米須雄一郎
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２８号
大阪府交野市星田７丁目２番９－１号
債務者　秦　　春菜（旧姓米須）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３１号
大阪府枚方市杉山手１丁目31番８号
債務者　和田　正数
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３３号
大阪市旭区高殿３丁目29番15号202
債務者　川田眞粧美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４５号
大阪府寝屋川市音羽町２番12―306号
債務者　西俣　　忍
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７７３号
大阪市東成区深江北１丁目３番４号　ドミール深江橋　403号
債務者　見吉　敦子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２１号
大阪市天王寺区上本町２丁目１番32号ナニワランド上本町502号
債務者　山本　久貴
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９２４号
大阪市中央区玉造１丁目13番10―209号、前住所大阪市東成区東小橋３丁目15番１号
債務者　宮本　貞子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９５号
大阪市中央区島之内１丁目11番31―102号
債務者　溝渕　達郎
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０４２号
大阪府四條畷市北出町30番９号サンリットゼファー101
債務者　桑原　圭一
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６１号
大阪府豊中市寺内２丁目13番７―502号
債務者　中村　憲介
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部